

令和5（2023）年度学校経営方針

伊賀市立上野東小学校

I はじめに

公立学校の役割は、地域や家庭とのつながりの中で、すべての子どもにとって充実した教育を行うことです。そのことが地域住民や保護者から信頼を得ることにつながり、両者との関係が深まることで、「地域の学校」としての存在が確立できると考えます。

充実した教育を行うために、私たち教職員はチームとして活動し、助け合い、学び合い、育ち合うという関係を「対話」を通して築き、子どもたちや教師が高まり合う学校にしていきたいと思います。その中で、「学校教育目標」「学年、学級目標」をどのように具現化していくかが求められています。

充実した教育は、子ども一人ひとりが学校へ行く意義を理解し、元気で登校してくることから始まり、「学校は楽しい」「学ぶことは楽しい」と心から思えるような、活気に満ちた生活によって成立します。

私たちは充実した教育に取り組む上で、教職員一人ひとりが教育に携わる者としての生きがいを持ち、保護者や地域の方々とともに協働していくことが求められています。そして、経験豊かなリーダーや様々な人との関わりを通じ、多様な考え方や価値観に触れながら次世代を担う若い教職員が育ち、すべての職員が充実感を持つことへとつなげていきたいと思えます。ビジョンを共有して、子どもにとっても教職員にとっても、居心地のよい学校にしていきたいと思います。

II 学校教育目標

国際的な視野に立って、みんなが幸せに暮らせる文化を創り出す
豊かな心と確かな学力、行動力を持った子どもの育成

III めざす子ども像

- 聴き合い、伝え合い、自ら学ぶ子
- 自分も「なかま」も大切にできる子
- 目標を持ち、自主的・自治的に行動できる子
- 国際的な視野に立って、つながり合える子

IV めざす職員像

「問題解決力」と「コミュニケーション力」を身に付けた信頼される職員

V 具体的な取組

1 確かな学力の向上・定着（学び合う学校に）

学力向上

- (1)指導者の授業力を高め、わかりやすい授業づくりに努めることにより、児童の学力向上を図り、進路保障に努めます。
- (2)基礎的・基本的な学力を定着させ、児童の学ぶ意欲を高めます。
- (3)全国学調、みえスタディ・チェック等から学力の定着状況を把握・分析し、その結果をもとに学力向上の取組を行います。

- (4) 学力向上推進戦略室は、「読書習慣の定着」「漢字検定の実施」「宿題・持ち物忘れゼロ作戦」等に取り組み、学びの基礎体力を養います。特に、家庭での学習時間、学習内容の改善に取り組みます。
- (5) 家庭・地域・就学前教育機関と連携し、学力向上のために生活習慣の改善を図ります。
- (6) 新学習指導要領を着実に実施し、「主体的・対話的で深い学び」「協働的な学び」「ICTの活用」に努めます。
- (7) 「ひがしのとしょかん」を読書活動や読書指導の場である「読書センター」として、学習活動を支援したり授業内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」として、情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター」として充実に努めます。

【参考】

- ・校内研修推進計画
- ・タブレットPC活用計画
- ・教育方針（伊賀市教育委員会）
- ・小学校学習指導要領解説 総則、各教科、道徳等（文部科学省）
- ・発達や学びをつなぐスタートカリキュラム（文部科学省）
- ・三重県教育ビジョン2020～2023（三重県・三重県教育委員会）

人権尊重

2 人権・同和教育の充実（自分もなかまも大切にできる学校に）

- (1) 児童の生活実態を把握し、人間尊重の精神と豊かな感性を養い、部落差別をはじめあらゆる差別を許さない実践的な人間の育成に努めます。
- (2) 子どもの実態から出発した「人権教育カリキュラム」を作成し、系統的・日常的に子どもに寄り添った取組を進めます。
- (3) 差別解消三法や伊賀市における人権尊重の取組等について認識するとともに、保護者にも周知を図り、部落差別をはじめあらゆる差別の解消のための取組を家庭・地域とともに進めます。
- (4) 教育的不利な環境にある子どもの状況を把握し、子どもの貧困対策に努め、学力保障・進路保障の取組を進めます。
- (5) 児童が誇りや自信をもつことができる取組により、自尊感情を育てます。
- (6) 「インターネットと人権問題」「性的マイノリティーの人権課題」への取組について職員研修を行い、具体的な取組に努めます。
- (7) 教師自らが絶えず人権意識を高めるとともに、差別解消を自らの課題として、信念と情熱を持って取り組みます。
- (8) 家庭・地域・さまざまな関係機関と連携を図りながら、差別解消の取組を進めます。「緑ヶ丘中学校区人権・同和教育推進協議会」を組織し、校区の関係者・団体とともに人権を大切にす地域づくりに取り組みます。
- (9) 就学前教育機関と連携し、「保幼小接続カリキュラム」の充実に取り組みます。

【参考】

- ・人権・同和教育推進計画
- ・保幼小の接続カリキュラム
- ・人権教育ガイドライン（三重県教育委員会）
- ・人権教育サポートガイドブック（三重県教育委員会）
- ・三重県保幼小の円滑な接続のための手引き「まなびをつなぎ ゆめをはぐくむ」（三重県教育委員会）

キャリア推進

3 キャリア教育の推進（みんなで創る学校に）

- (1) 児童が将来なりたい自分像を持ち、様々な課題に柔軟に対応し、社会人・職業人として自立していくことができるように、教育活動全体を通じてキャリア教育に取り組みます。
- (2) 児童の発達段階に応じたキャリア・カウンセリング（対話）や高校・大学等と連携、職場見学、聞き取り学習に取り組みます。
- (3) 「キャリア・パスポート」を活用し、児童が学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりできるよう取り組みます。
- (4) 「挨拶をする」「時間を守る」「履き物をそろえる」など、基本的な生活習慣を身につけ、自主的・自治的な活動により、児童が自らの生活をよりよくする取組を進めます。

【参考】

- ・キャリア教育全体計画、年間指導計画
- ・新生会活動計画

生徒指導 安心安全

4 生徒指導、安全教育の充実（安心・安全な学校に）

- (1) チームで問題行動等の未然防止・早期解決に努めます。
- (2) 「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携していじめ問題に対応できる体制をつくり、いじめの未然防止・早期解消に向けて取り組みます。
- (3) 児童虐待の早期発見及び速やかな通告に努めます。
- (4) 欠席の目立つ児童の実態を把握し、関係機関・関係者と協働して、個に応じた支援を進めます。
- (5) SC・SSWと連携し、児童及び保護者への相談活動を充実します。
- (6) 児童が充実感・安心感をもって学校生活を送れるようQ-U調査を活用し、「成長を促す指導」「予防的な指導」等を行います。

- (7)安全指導を徹底し、事故防止に努めます。
- (8)児童の登下校が安全に保障できるよう地域のボランティアと協力しながら取り組みます。
- (9)自分の命は自分で守るという観点で、防災教育・防災訓練、安全教育に取り組みます。

【参考】

- ・学校いじめ防止基本方針
- ・生徒指導計画
- ・消防・防災計画
- ・危機管理マニュアル（三重県教育委員会）

健康、環境

5 健康・体力の増進、教育環境の充実（元気に活動できる学校に）

- (1)児童の健康状況、食環境及び体力の状況を把握し、安全や健康に対する基礎的事項の習慣化と体力の増進を図ります。
- (2)保健指導や衛生指導、給食指導（食教育）等の充実に努め、自分や他人の命と健康を大切にし、児童が健康な生活を送ることができる基礎を培います。
- (3)学校予算委員会で予算執行と教育内容を協議し、教育環境の充実、学びの環境づくりに努めます。
- (4)清掃活動等を通して学校をきれいにしようとする気持ちを高め、清潔な教育環境の保持に努めます。

【参考】

- ・食育に関する指導の全体計画
- ・学校保健推進計画
- ・環境教育全体計画

特別支援
多文化共生

6 特別支援教育の充実、外国人児童教育（個々の可能性を伸ばす学校に）

- (1)全職員で外国人児童や特別支援の児童の居場所づくりを支援し、子ども一人ひとりの状況に応じた指導内容を創造し、適切な指導を行います。また、保護者の思いや願いを受けとめ、福祉・医療、関係団体等の関係機関との連携を図ります。
- (2)特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会の充実に努めます。
- (3)こども発達支援センター・児童発達支援センターと連携し、児童一人一人の実態把握に努め、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成とそれにもとづく合理的配慮を踏まえた指導や支援に努めます。
- (4)世界各国の生活や文化・言葉等について理解を深め、国際感覚の育成を図り、国際社会に生きる人間として、みんなが幸せに暮らせる社会を築こうとする態度の育成に努めます。

- (5)「個別の日本語指導計画」を作成し、外国人児童に対する生活言語、日本語指導における学習言語の系統的指導の充実の充実を図り、進路保障に努めます。
- (6)特別な支援を必要とする子どもの理解と交流に努め、ともに高まり合うなかまを育成します。
- (7)全教職員が特別な支援を必要とする児童との関わりを考え、子どもに対する指導のあり方をともに学び合います。

【参考】

- ・特別支援教育推進計画
- ・教科指導型日本語指導計画



地域との連携

7 家庭・地域との連携（開かれた学校に）

- (1)保護者・地域住民に「学校経営方針」や「学校マニフェスト」を公表・説明するとともに、学校評価を行い、学校改善にいかします。
- (2)PTA活動を推進し、保護者・地域の教育力を学校教育にいかします。
- (3)保護者・地域に情報を積極的に提供し、学校に対する理解を進めます。
- (4)「学校運営協議会」により保護者や地域の思いや願いにに応じているかを検証しながら教育活動を実施するとともに、地域とともにある学校づくりを進めます。
- (5)「学校支援地域本部事業」「伊賀の森っこ育成推進事業」を活用し、特色ある学校づくりを進めます。

【参考】

- ・伊賀市立上野東小学校運営協議会 会則



コンプライアンス

8 コンプライアンスの推進（信頼される学校に）

- (1)法令を遵守し、社会的規範に基づくルールに従って教育活動を行います。
- (2)教職員一人ひとりが倫理観を養い、自らを律するとともに、不祥事の根絶に努めます
- (3)年間に3回以上のコンプライアンス研修を実施し、セルフチェックを行うとともに教職員相互の意識向上を図ります。

【参考】

- ・校長及び教員としての資質向上に関する指標（三重県教育委員会）
- ・コンプライアンスミーティング研修資料（三重県教育委員会）
- ・コンプライアンスハンドブック（三重県コンプライアンス推進チーム）

9 教職員の健康、勤務時間の縮減（働きがいのある学校に）

- (1) 「伊賀市学校職員の総勤務時間縮減のための業務改善ポリシー」や校内安全衛生委員会からの提言に真摯に取り組みます。
- (2) 「伊賀市立小中学校における教職員の在校等時間の上限等に関する方針」を守り、時間外在校等時間の上限は月45時間以内、年360時間以内となるよう努めます。
- (3) 自分の心身の健康を守り、子どもと向き合う時間を作り出すために効率の良い働き方に努めます。

【参考】

- ・伊賀市立学校職員安全衛生管理規程
- ・伊賀市立学校職員安全衛生管理規程に基づく健康障がい防止のための対策
- ・伊賀市学校職員の総勤務時間縮減のための業務改善ポリシー

VI 運営組織（チームで対応できる学校に）

